

## 工事請負契約における単品スライド条項の運用について

東京都においては、工事請負契約書第24条第5項の「単品スライド条項」について、下記のとおり、運用することとしました。

### 記

- 1 対象資材
    - ・ 鋼材類及び燃料油に加え、対象を拡大し、その他の資材を追加
  - 2 契約変更の条件
    - ・ 品目ごとの資材価格の変動額が、基準額（対象工事金額の1%）を超えた場合に契約変更
  - 3 契約変更時期
    - ・ 受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施
  - 4 受注者負担
    - ・ 対象工事金額の0.5%相当額  
（経済情勢等を考慮するとともに、都における工事が中小企業者に多く発注されている状況や関係下請等への支払い効果を勘案し、当初1%としていた受注者負担を軽減）
  - 5 情報の公開
    - ・ 単品スライド条項の申請状況、適用状況について、個別案件ごとの情報を公開
  - 6 説明会
    - ・ 業界団体及び区市町村に対する説明会を10月初旬に予定
  - 7 契約変更の特例
    - ・ 変動額算定方法確定までの期間における特例的な取扱いを規定
- ※ その他運用の概要については、別紙参照

#### 【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当  
直通（03）5388-2607

交通局資産運用部契約課  
直通（03）5320-6062

水道局経理部契約課  
直通（03）5320-6402

下水道局経理部契約課  
直通（03）5320-6561

## 単品スライド条項適用の概要

## 【1 対象資材】

## ① 鋼材類及び燃料油

(鋼材類) H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品(管材、ガードレール等)、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

(燃料油) ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

[適用日：平成20年6月16日]

## ② ①以外の資材で価格上昇要因が明確であるもの(以下「その他の資材」という)

[適用日：平成20年9月12日]

## 【2 適用対象契約】

- ・ 契約書に単品スライド条項が規定された工事請負契約で、適用日時点で契約期間内または契約締結が適用日以降のもの(適用日は、資材ごとに定める適用日を基準とする)

## 【3 契約変更の条件】

- ・ 資材価格の変動額(※1)が、基準額(※2)を超えた場合

※1 鋼材類及び燃料油、その他資材の品目のそれぞれの変動額(ただし、適用日以前に既済部分がある場合は、既済部分に含まれる資材の変動額は含まない額、一部しゅん功も同様)

※2 基準額 : 対象工事金額(※3)の1%

※3 対象工事金額は契約金額を基本とするが、適用日以前に既済部分がある場合は、契約金額から既済部分に相当する金額を控除した額(一部しゅん功も同様)

## 【4 契約変更時期等】

- ・ 工期末の2箇月前までに、受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施(請求時の資材購入に関する資料提出を原則とするが、建築工事等は簡略化)

## 【5 受注者負担】

- ・ 対象工事金額(※3)の0.5%相当額

(経済情勢等を考慮するとともに、都における工事が中小企業者に多く発注されている状況も勘案し、当初1%としていた受注者負担を軽減、また、これにより関係下請等への支払い効果も期待)

## 【6 契約変更の特例】

- ・ 変動額算定方法確定までの期間における特例的な取扱いを規定

【7 情報の公開】

- ・ 単品スライド条項の申請状況、適用状況について、個別案件ごとの情報を公開

【8 説明会】

- ・ 業界団体及び区市町村に対する説明会を10月初旬に予定

【9 相談、問合せ】

- ・ 個別の契約案件については、工事監督員または工事主管局に設ける担当窓口